

社会福祉法人城東福祉会役員等 報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城東福祉会（以下「法人」という。）の役員等（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は、1回につき3,000円を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(支給方法)

第4条 前条の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって本人に支給する。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 29年4月1日から施行する。